

教育施設へ入所する前の手続き等

教育施設とは、幼稚園等の小学校以降の教育の基礎を作るための幼児期の教育を行う施設です。4ページの教育施設（幼稚園・認定こども園）が該当します。保護者の就労状況に関係なく、小学校就学前に集団生活に慣れさせたい、基礎教育を学ばせたい方が利用できます。

平成27年度から子ども・子育て支援新制度が開始し、幼稚園は新制度に移行した園と移行しない園に分かれました。提供されるサービスが大きく異なることはありませんが、移行した幼稚園と移行しない幼稚園では手続き方法等が異なりますのでご注意ください。

★利用できる教育施設★

●新制度に移行しない幼稚園（未移行幼稚園）

原則として、3歳～5歳のお子様を対象ですが、幼稚園により受け入れ年齢は異なります。幼稚園によっては、年度当初（4月）は2歳のお子様を年度途中で誕生日を迎えて3歳となったお子様を「満3歳児」として受け入れている場合や、3歳未満児への体験保育などを実施している幼稚園もあります。

●新制度に移行した幼稚園（新制度幼稚園）

対象となるお子様の年齢は満3歳児から5歳児となります。

●認定こども園（教育）

幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。

0歳～5歳のお子様利用できますが、教育のみの利用の場合は満3歳からです。

保育を利用する場合は、申請方法などが異なりますので、詳しくは5ページ以降「保育施設へ入所する前の手続き等」をご覧ください。

★預かり保育★

通常の教育時間の前後に預かり保育を実施している園もあります。詳しくは、各園へ直接お問い合わせください。

★教育・保育給付認定、施設等利用給付認定★

未移行幼稚園や預かり保育を利用して利用料無償の適用を受けるためには、一定の要件を満たした上で、市から事前に施設等利用給付認定を受ける必要があります。また、新制度幼稚園や認定こども園を利用する方は、市から教育・保育給付認定を受ける必要があります。

認定申請の受理後、原則３０日以内に支給認定証又は施設等利用給付認定決定通知書を交付します。ただし、４月入所受付時は認定事務が集中するため、支給認定証等の交付は３月中を予定しています。

●認定の種類

保育所や認定こども園、新制度幼稚園を利用する場合は、１～３号認定（教育・保育給付認定）となります。

未移行幼稚園を利用する人、認定こども園（現１号に認定）の利用者で預かり保育の利用を希望する人、認可外保育施設などを利用する人は、施設等利用給付を受けるために、新１～３号認定（施設等利用給付認定）を受ける必要があります。

◆１～３号認定（教育・保育給付認定）

認定区分	対象者	保育を必要とする事由	対象サービス
１号	満３歳以上	なし	新制度幼稚園 認定こども園（教育利用）
２号	満３歳以上	あり	保育所 認定こども園（保育利用）など
３号	０～２歳		

◆新１～３号認定（施設等利用給付認定）

認定区分	対象者	保育を必要とする事由	対象サービス
新１号	満３～５歳児クラス	なし	未移行幼稚園
新２号	３～５歳児クラス	あり	●幼稚園 認定こども園（教育利用） ＋ 預かり保育 ●認可外保育施設など
新３号	０～２歳児クラスかつ 住民税非課税世帯 （満３歳児クラス）		

※認定区分の確認については、２６・２７ページをご覧ください。

●保育を必要とする事由

新2、3号認定を受けるためには、保育を必要とする事由に該当する必要があります。保育を必要とする事由は次のとおりです。

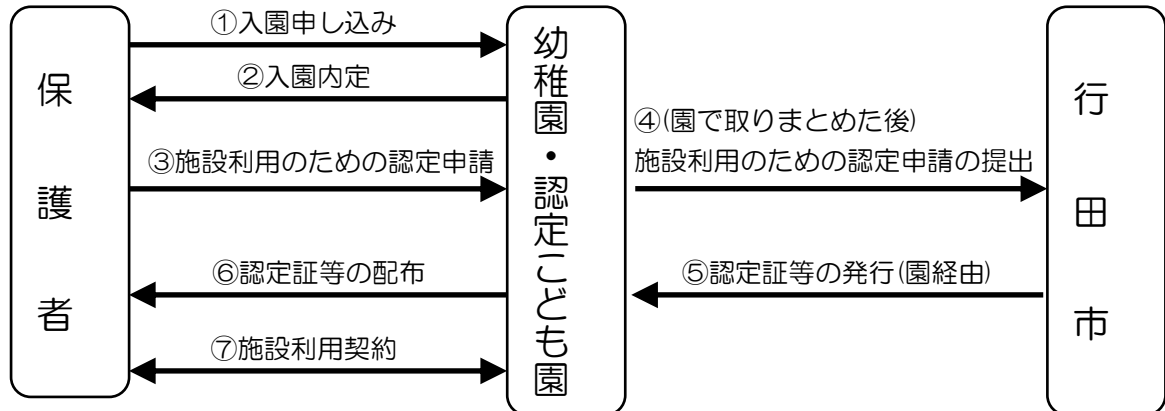
- ・就労（月64時間以上の就労が対象）
- ・妊娠・出産（出産前6週間、出産後8週間）
- ・保護者の疾病・障害
- ・同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ・求職活動（施設の利用開始後、90日以内の就労が前提）
- ・就学
- ・育児休業取得中に、既に保育施設を利用しているお子様がおり、継続利用が必要であること
- ・災害復旧
- ・その他、上記以外で市町村が認める事由

★入所手続き★

●入所締め切り等

各幼稚園・認定こども園に確認してください。

●手続きの流れ



※入所時期や園によっては、⑥認定証等の配布が行田市から直接郵送する（園を経由しない）場合や⑦施設利用契約が事前になる場合があります。